

平成 26 年度 安芸高田市いじめ問題対策委員会 会議録

開催日時：平成 27 年 1 月 27 日（火）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

開催場所：安芸高田市民文化センター 研修室 402

委員等の出席状況

委員等の出席状況		
出席委員	(敬称略)	
	中瀬古 哲	公立大学法人県立広島大学 教授
	重本 久美榮	臨床心理士
	稲田 圭介	安芸高田市 P T A 連合会 会長
	前 寿成	安芸高田市総務部総務課 課長補佐
	行森 俊荘	安芸高田市総務部危機管理課 課長
	野川 栄治	安芸高田市市民部人権多文化共生推進課 課長
	岡島 勤	安芸高田市市民部社会福祉課 課長
	可愛川 實智則	安芸高田市福祉保健部子育て支援課 課長
	岡田 繁男	安芸高田市立小学校教頭会 副会長
	石本 悟	安芸高田市立中学校教頭会 会長
	酒井 和尊	安芸高田市適応指導教室 所長
	松原 美和子	安芸高田市家庭教育支援員
欠席委員	なし。	
出席した 事務局職員	永井 初男	安芸高田市教育委員会教育長
	叶丸 一雅	安芸高田市教育委員会事務局 教育次長
	児玉 晃	安芸高田市教育委員会事務局学校教育課 課長
	岩見 文彦	安芸高田市教育委員会事務局学校教育課学校教育指導係 指導主事

会議日程及び配布資料

○委嘱状の交付

○開会

1. 教育長あいさつ
2. 委員、事務局職員自己紹介
3. 委員長、副委員長の選任
4. 委員長あいさつ

○日程第1 事務局諸連絡等

1. 配布資料について
2. 安芸高田市いじめ問題対策委員会の役割等について
3. 平成26年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会定例会の報告
4. その他

○日程第2 協議

1. 会議の傍聴等の取扱いについて
2. 安芸高田市におけるいじめ問題等の状況について
3. 安芸高田市いじめ防止基本方針について
4. 「重大事態」の調査について
5. 平成27年度の計画について

○日程第3 その他

1. 次回会議の予定について
2. その他

○閉会

1. 副委員長あいさつ

—配布資料—

- ・ 会議レジメ
- ・ 関係資料ファイル（①安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿 ②安芸高田市いじめ問題対策委員会委員名簿 ③安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会に関する規則 ④安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例 ⑤安芸高田市いじめ防止基本方針 ⑥広島県いじめ防止基本方針 ⑦いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省） ⑧いじめ防止対策推進法）
- ・ 「安芸高田市いじめ防止基本方針に定める組織」説明資料
- ・ 参考資料（①「安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会の傍聴に関する取扱い基準について」②「会議録の記載について」③「会議録等の公表について」[いじめ問題対策連絡協議会議事資料]）
- ・ 平成26年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会定例会会議録
- ・ 「重大事態対応フロー図（設置者用、学校用）」
- ・ いじめ問題に関する新聞記事の写し

会 議 概 要

○委嘱状の交付

(開会に先立ち委員代表の方に、教育長から委嘱状を手交した。)

○教育長あいさつ

安芸高田市教育委員会教育長の永井でございます。本日は、安芸高田市いじめ問題対策委員会第1回のご案内をさせていただいたところ、委員の皆様方にはご多用のところご出席いただきましたこと、感謝とお礼を申し上げます。

さて、国は平成25年9月に社会全体でいじめ問題を克服するというを目的とし、いじめ防止対策推進法を制定したところでございます。この法を受けまして、本市は昨年6月に安芸高田市いじめ防止基本方針を策定いたしました。この会の目的であります市内からいじめ等の問題を無くしていくということで、いじめ問題対策連絡協議会及び本いじめ問題対策委員会を設置いたしました。先月12月18日には、安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、社会全体でいじめ防止等に取り組むために、関係機関や団体が連携を図り、それぞれの立場からいじめ問題についてご意見をいただいたところです。

また、市長の附属機関として学校における重大事態に対しての再調査を行うためのいじめ問題第三者調査委員会の設置もいたしました。

いじめ問題対策委員会におきましては、本市におけるいじめ防止等のための調査研究等の審議をいただきたいと考えております。具体等につきましては、後ほど事務局から今回の立ち上げの趣旨等含めまして、改めて詳しく説明をさせていただくこととしております。

現在の本市の状況でございますが、昨年度、いじめの認知件数は18件でございました。そして、今年度は平成26年12月末現在で、14件のいじめを認知しております。認知できていないものがたくさんあるのではないかという認識をもちながら、教育機関におきまして、早期に発見しタイミングを逃さず、適切な指導と取組を、大人、関係機関が協力して取り組んでいくことが、何よりも大切であると考えているところでございます。この1月24日には、全国の小中学生がいじめについて考える「全国いじめ問題子供サミット」が文部科学省で開催されたところです。子供たち自身もいじめを正面から受け止め、陰湿ないじめを水面下に潜らせないことが大切であると考えています。

いじめ問題というのは、重大な人権侵害でもありますし、命に係わる問題でもあります。本日も集まりいただきました皆様方とこれまで以上の緊密な連携を取らせていただきながら、この問題の解決にあたっていきたくと考えているところでございます。引き続き教育委員会の取組に対してご支援をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○委員、事務局職員自己紹介

(委員、事務局職員がそれぞれ自己紹介をした。)

○委員長、副委員長の選任

(事務局から、委員長に中瀬古哲氏、副委員長に稲田圭介氏を提案し、了承された。)

○委員長あいさつ

委員長という重責を仰せつかりまして、緊張しております。よろしくお願いいたします。私は、この問題に正しい回答とか、特効薬はないと思っています。いじめ対策は、特に何か派手なことを立ち上げて、ということではなく、本当に当たり前の住みやすい、みんなが平和に暮らせる地域がどうあるべきかというところを丁寧に創り上げていくことだと思っています。教育現場でいろんな問題を伺っていますが、成長過程の子供たちですから必ずトラブルがあります。それをどうやって、子供たちの発達の原動力に変えていくか、そういう知恵がなかなかみんなで見えない状況が続いていると思います。そういう意味では子供たちを抱え込むような寛容性が必要です。しかしな

<p>がら、命だとか安全に係わる場面では、寛容さと厳しさを兼ね備え、じっくりと子供たちと向き合い対話を絶やさなシステムをどうやって創っていくかということが必要だと思います。子供たちが、もう少し生きやすい、生き辛い世の中にしてほしいというメッセージを発していると考えて、いい地域を創っていくための積極的な契機にできたらいいなと思っています。</p> <p>力不足ではありますが、こういう機会に呼んでいただいたことを光栄に思っていますので、微力ながら最善を尽くしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>	
事務局	<p>ありがとうございました。この後は、中瀬古委員長に進行をお願いします。</p>
委員長	<p>日程第1「事務局諸連絡等」の1「配布資料について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日程第1ということで1番から4番まであるのですが、関連がありますので一括で説明させていただいてよろしいでしょうか。まず配布資料の確認をいただきたいと思います。</p> <p>教育委員会の組織として、本対策委員会とは別に安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会がございます。この連絡協議会は、各関係機関、団体の代表の方にお集まりいただきまして、色々ご意見をいただく会ですが、12月18日に今年度の定例会を開催しました。この定例会で根拠となる法律や市の組織等について説明させていただいております。</p> <p>この日程第1におきまして、いじめ対策推進法の趣旨、それぞれの組織の役割、12月18日に開催した連絡協議会定例会での意見などをご確認いただきたいと思います。連絡協議会定例会の会議録も用意しておりますので、一方的に説明させていただくのではなく、少し時間を取りたいと思いますので、資料に目を通していただければと思います。後ほど、質問等がございましたら、受け付けたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(15分程度、それぞれ資料に目を通していただいた。)</p>	
事務局	<p>それでは、対策委員会の役割について補足説明させていただきます。資料「安芸高田市いじめ防止基本方針に定める組織」をご覧ください。いじめ防止対策推進法を根拠として学校、教育委員会、市にそれぞれ組織を設置しております。</p> <p>まず、学校ですが、①「いじめ防止委員会」を設置し、いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うために、常設の組織としてそれぞれの学校に設置をしております。次に②として、重大事態が発生した場合に、学校に調査組織を置きます。「重大事態」とは、資料にありますように、「いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき。」あるいは「いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。」です。その場合に、学校で重大事態の調査をする組織です。</p> <p>次に、教育委員会ですが、③「いじめ問題対策連絡協議会」です。いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るということで、会議録をご覧くださいましたが、先般今年度の定例会を開催し、全体的な意見をいただいたところでございます。もう一つ④として、この「いじめ問題対策委員会」がございます。教育委員会の諮問機関として、いじめの防止等のための対策を実効的に行うということで、連絡協議会よりは、より具体的な意見等をいただく会議ということでご理解いただきたいと思います。下に役割が書いてありますが、ファイル資料の「国の方針」のP11(4)に、詳しい説明がございます。「いじめ防止等のための調査研究等の審議」、「いじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整するなど問題の解決を図る」、「学校におけるいじめの事案について、必要に応じて調査を行う」とありますが、このうち、「いじめに関する通報や相談」についてですが、他の市町の例を見ても、対策委員会に事務局的作用を持つ委員を置き、その方が相談を受けたりする事例があるようです。安芸高田市の場合は、対策委員会としてこの役割を担うのは難しいと考えております。次に、「学校におけるい</p>

	<p>じめの事案について、必要に応じて調査を行う」という役割ですが、基本的には学校が重大事態の調査を行うわけですが、学校が調査を行うことが困難な場合等において、教育委員会の附属機関としてこの対策委員会が調査を行います。</p> <p>さらに、学校あるいはこの対策委員会が行った調査では、十分でないと市長が判断したときに、市長部局の附属機関である⑤「いじめ問題第三者調査委員会」が再調査を行います。この第三者調査委員会は、総務部総務課が担当しております。新聞記事資料に、他市の事例が載っておりますので、ご覧いただき参考としてください。</p> <p>それと、連絡協議会の定例会の内容につきましては、ご覧いただいたような内容でございます。学校も当然、いじめの防止等の対応をしっかりとしていかなければならない一方で、地域・家庭の取組も重要であると。地域でもしっかりと子供を見ていく必要があるという意見が主な内容であろうと思います。</p> <p>それでは、対策委員会の役割あるいは連絡協議会の報告について、ご質問等あればお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
委員長	事務局から説明がありましたが、質問等があればお願いします。
委員	協議会と対策委員会の関係、対策委員会の役割を確認したい。
事務局	教育長が冒頭言いましたように、社会全体で取り組んでいくという趣旨があります。しかしながら、(いじめの防止等に関して) 市民の方一人一人に意見を聞くというわけには参りませんので、(いじめの防止等に関係する機関・団体から) 代表的な方々の意見を聞くのが連絡協議会と思っています。この連絡協議会の意見を取り入れながら教育委員会等が実効的な対策を行っていくわけですが、そのための具体的な意見をいただくのがこの対策委員会だと思っております。
委員長	連絡協議会でいろいろな意見を集めて、それから意見していくということですか。いかがでしょうか。連絡協議会のこと、新聞の事例などの質問等あればお願いします。
事務局	新聞記事資料に他市の対策委員会の記事が載っています。この中に「市内の小中学校から報告があったいじめ7件について市教委や学校の対応に助言した。」とあります。本市においても対策委員会の役割の柱としては、「重大事態に対する調査」、これは事案が生じた場合に限るわけですが、その調査と「市で策定している『いじめ防止基本方針』の内容の検証」、市の基本方針は、現在の内容のままというわけではなく、必要に応じて直すところは直す、追加するところは追加していくものだと考えておりますので、その市の方針について助言や意見をいただくということ。もう一つは、新聞記事にありますように、「具体的ないじめの事案に対する学校、市教委の対応について助言をいただく」というこの3点がこの対策委員会の柱になっていこうかと思っております。今日のところは、具体的な事例について助言いただく日程はありませんが、来年度からそのようにしたいと考えております。
委員	新聞記事資料にある「いじめ防止対策委員会」が、本市の「いじめ問題対策委員会」に該当すると考えていいのでしょうか。学校の「いじめ防止委員会」で対応した事案が、定期的にこの会に報告され、審議・調査をするということでしょうか。
事務局	通常であれば調査はしません。学校では「いじめ防止委員会」を中心にいじめの対応を行い、終息に向けて対処するわけですが、(学校でいじめが認知された場合) いじめが生じた背景や対処の手順について学校から教育委員会に報告がありますので、その内容についてこの委員会に報告をし、(学校や市教委の対応等に対して) 助言をいただき、次に活かしていくということです。
委員	来年度からも定期的開催されますか。
事務局	年3回と考えております。

委員	今の質問に関連するのですが、資料として「重大事態対応フロー図」がありますよね。このフローの中には、この委員会は含まれていないのでしょうか。
事務局	まず学校から調査の報告があります。その段階で、(教育委員会が)学校での調査が難しいと判断した場合、例えば、(関係児童生徒の)保護者との関係のこじれとか、学校の調査報告について保護者の理解が得られない場合について、調査主体が学校ではなく本委員会が主体となる場合があります。その際は、直接子供に対して調査ということではなく、学校からの調査の報告を受けて、更にこういう視点が必要ではないか、こういう事実関係の確認がいるのではないか、こういう視点で分析する必要があるのでは、といった協議なり助言を本委員会でいただく中で、再調査をしていくことになろうと思います。その再調査結果を市長に報告をします。その結果を受けて市長部局で再調査をするということになれば、市長の諮問機関である第三者調査委員会での調査ということになります。
委員	定例で3回、常に起こりうる事案に対しては、定例3回行うと決まっているけれど、緊急事案が起こった場合には、緊急に召集があり対応するということですか。
事務局	はい、そういうことになります。
委員	フロー図ですが、もっと明確なフロー図があるとわかりやすいと思います。学校で調査するものに関しては、年3回の報告を受け、その内容について意見を述べる。学校での調査が何らかの事情で難しい場合は、教育委員会が主体になり、本委員会で調査をするということですね。より直接的に(調査)するということですね。わかりました。 <small>注)「重大事態」の事案で、かつ学校が調査を行うことが難しい場合のみ、いじめ問題対策委員会が調査を行います。</small>
事務局	複雑で分かりにくいと思います。その他質問がありますか。
委員長	新聞に記事が出た場合が緊急ってということですか。そういうイメージでいいですか。
事務局	新聞に出る前に召集したいですね。
委員長	最悪の事態を考えた場合、そういうことになりますね。もちろん、定例ではなく。
事務局	学校で調査が行えない場合というのは、先ほど言いましたように保護者との関係によるものが想定されます。関係の保護者の方が、「この対策委員会での調査も認めない」と言われるようなことがあれば、場合によっては、市長部局の第三者調査委員会にお任せするしかないケースも起こり得ると考えています。(短い期間の中で)すぐ第三者調査委員会に役割が移るケースも十分に想定できます。 <small>注)市長の諮問機関である「第三者調査委員会」は、市教委(いじめ問題対策委員会)または学校の行った調査結果に関する「再調査」のみ行うことができます。</small>
委員	(いじめ問題対策連絡協議会では)会議録等をホームページに公表するとありますが、この対策委員会においても、会議録や名簿はもちろん、事案の調査経過等も公表するということですか。
事務局	後ほど説明をさせていただく予定でしたが、具体的ないじめ事案に係る会議日程は、他市の例にありますように、秘密会扱いで、非公表としたいと考えています。
委員長	何でもオープンにという考え方もありますが、教育実践と成長の過程にある子供たちの情報の扱いは慎重に協議して・・・何もかもオープンにすると謳ってしまうと・・・この件は、ここで検討することですか。
事務局	後程、日程第2の協議の4のところ、説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
委員	この委員会で協議した内容については、委員会は連絡協議会の附属機関ということになっていますので、その内容は連絡協議会へ報告されるということでしょうか。
事務局	連絡協議会の附属機関ではなく、教育委員会の附属機関です。

	<p>これも、後から説明をと考えていた件ですが、この対策委員会においても会議録を作成し、公表していきたくと考えておりますが、先ほど申しましたように秘密会の部分については非公表という考えでおります。公表できる内容については、連絡協議会なり教育委員の会議なりで報告させていただくことになろうかと思えます。ただ、秘密会の中でも、委員の皆さん方の助言や意見のエッセンスの部分を経済委員会なり学校の方へ返していくということはあるかと思えますので、その点については了解していただきたいと思えます。それが役割のひとつでもあります。</p>
委員	<p>連絡協議会と対策委員会の関係ですが、それがよくわからない・・・。 対策委員会に先立って、必ず連絡協議会が開催されるということですか。</p>
事務局	<p>連絡協議会の定例会は年 1 回しかありません。今回は年度中途でもありますし、連絡協議会の後で開催した方が、役割等についてイメージしやすいのではと考えました。</p>
委員	<p>他市の事例で、非公開でも父親が傍聴したとあるが。</p>
事務局	<p>推測ですが、非公開の部分については、傍聴されていないと思えます。</p>
委員	<p>本市の対策委員会は市の職員が多いですが、他市町ではどうでしょうか。</p>
事務局	<p>連絡協議会や対策委員会は、法律的には必ず置かなければならないという、いわゆる「必置」のものではなく、各市町で違ってくる部分があります。役割についても、対策委員会と連絡協議会を一緒にしたような組織にした市町もあります。組織のメンバーも、「これ」というものはないので、それぞれ違いが出てきます。</p>
委員	<p>「これ」というものはないのですか。組織の仕方もですか。</p>
委員長	<p>委員の方から、③と④の役割、位置関係をどのように表現するのか、関係性がちょっと分かりにくいという意見がありました。</p>
事務局	<p>対策委員会の委員の皆さんには、より具体的な意見をいただきたいところがあるので、連絡協議会の意見を教育委員会と同じように受け止めていただいた上で、今後具体的な提案をしていただきたいという思いもあり、会議録も事前にご覧いただきました。安芸高田市の関係団体・機関の方がどのような考えを持っているのかということをお聞きしたいという思いがあります。 直接的な関係はありません。本委員会の代表が連絡協議会へ行って意見を述べるなどの考えはありません。</p>
委員	<p>連絡協議会が年度で 1 回だけの開催ということは、その 1 年を通していじめの状況などの報告をされて、それに対する意見等を言われると思えますが、研究的な部分を連絡協議会に期待するということは想定されていないということですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>これまでの意見を聞くと、連絡協議会は市内の様々な立場の方がいじめについてどのような認識を持っておられるのか、そのことについてどのような考えを持っておられるのかを聞かせてもらう会として年 1 回開催し、この委員会はそれらの考えも聞きながら、学校における様々な事案について、年 3 回の会議の中で聞かせていただきながら、それぞれの立場でどのように考えようかということを検討するという理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>そうですね。連絡協議会、対策委員会で出た意見を共有し、双方がいろいろな意見を出しあう中でより良い方向へ向かっていけばいいのではないかと考えております。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。双方で出しあうという言い方をされましたが、こちらの議事録がそのまま連絡協議会に提供されるということは・・・。</p>
事務局	<p>公表できる部分については、提供しますが、秘密会についてはそのまま提供するということはあ</p>

	りません。
事務局	<p>安芸高田市の基本方針の中に、いじめ防止等の取組も入れております。それらの取組を具体的に前に進めていく上でご意見をいただき、皆さんの意見を反映させるかたちで新たな取組を創っていくということも考えられます。本日お集まりいただいているそれぞれの立場の視点から、学校だけではなく社会全体でといった場合にどういう取組ができるのか、あるいは今行っているものについて、このような改善の部分があるのではないかと、というご意見をいただきながら、取組がより具体的に前に進むことを期待しています。また、いじめの具体事案については、学校が取るべき措置について、このような視点があるのではないかと、客観的なご意見をいただきたいとも考えています。</p>
委員	<p>メンバーを見ると、どちらが対策委員でもおかしくないと思う。二重にチェックをかけて丁寧にやるということはいいとは思いますが、位置付けなど、わかり易く説明してほしい。</p>
事務局	<p>連絡協議会は関係の団体や機関の連携の会議です。いじめ問題に関する情報の共有や、意見を色々と交わす中で団体や機関が、それぞれの役割を自覚して持ち帰って、今後の取組を検討してもらうことも期待できます。</p> <p>対策委員会は教育委員会の諮問機関であるので、より具体的な事項について意見をいただく会議です。いじめ問題に対処するために教育委員会・学校で取組をしているけれども、よりよく対処していくためにはどうすればいいかということや、市の基本方針の見直しについて具体的な意見を下さいといった、教育委員会からの具体的な問いかけに対して意見をいただく会議と思っただけならと思います。</p> <p>時間も限られていますので、日程を進めていただき、不十分な点については、最後にご質問をお願いします。</p>
委員長	<p>対策委員会は教育委員会の諮問機関で具体的な対策を検討する。連絡協議会は情報の共有や意見交換の会議という説明がありました。</p> <p>その他よろしいですか。それではここで、休憩を取ります。</p>
(5分休憩)	
委員長	<p>それでは会議を再開し、日程第2に入ります。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>参考資料ということで連絡協議会の「傍聴に関する取扱いの基準について」、「会議録の記載について」、「会議録等の公表について」をご覧いただいたと思いますが、連絡協議会は第1回目の会議で議事として決定をした経緯があります。この対策委員会では、今後具体的ないじめ事案も出てきますので、ご意見をいただいた上で次の会で決定していただきたいと考えています。当面、今日の会議につきましても、この連絡協議会の基準等に習って公表していきたいと考えていますので、ご理解ください。</p> <p>会議録の作成にあたっては、個人情報等のプライバシーに関する部分があれば、その部分は配慮して記載したいと思いますし、発言者の名前は記載しません。ホームページに会議録と委員名簿を掲載しますが、会議録は調整がつきしだい皆様の方に送付しますので、ご確認いただきたいと考えております。</p> <p>会議の傍聴については、公開部分については受け付けますが、秘密会部分については、退席していただくということになります。ただ、(秘密会であっても)関係の保護者の方などが傍聴したいと希望を出されるかもわかりません。その点についてご意見をいただきたいと思います。</p>
委員長	<p>傍聴の扱いについて、基本的に非公開の事案であっても、特別に配慮する場合も考えられるのではということですが、この点について意見ををお願いします。</p>

事務局	(秘密会だと) 本当に公平性・中立性を保てた上で、審議しているのかわからないから傍聴したいと希望が出るのが想定できますよね。
委員	マスコミはどうでしょうか。
事務局	マスコミは、基本的に非公開では。
委員	関係の保護者の方への対応ということですよ。
事務局	意見をいただいた上で次回の会議で決定したいと考えています。例えば条例第9条には、臨時委員の規定がありますし、第13条には関係者の出席の規定もあります。関係者として会議に参加していただく場合もあると思いますし、委員長が特に必要と認めた場合は傍聴ができるという規定を設けるという方法もあると思います。
委員	関係の保護者等が傍聴すると、どうしても発言自体が保護者寄りになるという懸念があるのでは。
事務局	どちらが公平性・中立性が保てるかということですよ。
委員	全国的な取組ですから、他市町の情報を参考にしようとして、決めさせていただけたらと思います。
委員長	資料が少ないので判断しにくいのですが、公平・中立を保つために関係保護者の方の傍聴を認めるかという課題があるということですよ。次回までに情報収集していただくということでもいいですか。他にないですか。 それでは、次の事項についてお願いします。
事務局	それでは、学校におけるいじめ防止等の取組について説明いたします。 資料の「平成25年度、平成26年度12月末の生徒指導上の諸問題の状況」をご覧ください。まず、平成25年度及び今年度12月末段階の安芸高田市内小中学校における生徒指導上の諸問題について説明いたします。 1ページをご覧ください。暴力行為ですが、昨年対教師暴力5件、児童生徒間暴力15件、器物損壊4件の計24件が生じました。特徴としては、特定の学校において、同じ児童が繰り返す状況がありました。今年度12月末現在では小学校6件、中学校2件の計8件と減少しています。安芸高田警察署をはじめ関係機関との連携及び生徒指導規程に基づく毅然とした指導の徹底、家庭連携等を粘り強く行っているところです。 いじめについては、平成25年度18件をいじめと認知しました。態様としては、冷やかしかからかい・悪口が15件。軽くぶつかる、たたく・けるが3件。携帯電話等による誹謗中傷1件などです。いじめの把握については、本人や保護者から8件、教職員の発見8件、その内いじめアンケートによる個別面談から5件を把握し、迅速な対応を行いました。その結果、16件が解決、一定の解消は見られるものの継続支援2件と解消率89%でした。今年度12月末現在小学校7件、中学校7件の計14件を認知し、解消13件、継続支援中1件という状況です。態様としては、ひやかしかからかい6件。ぶつかる、つねる4件。仲間はずし・悪口3件。物品損壊1件でした。いじめを認知した方法は、本人からの訴え5件。面談や聴き取り3件。保護者からの訴え3件。教職員の発見2件。アンケート1件でした。重大事態に至るいじめは生じておりません。 不登校児童生徒は、平成25年度小学校8名、中学校15名の計23名でした。この23名は、小学校3校、中学校5校に在籍しています。概ね6割にあたる13名が中学2・3年生であり、前年と同じ生徒の不登校が続いている状況がありました。また、指導の結果登校できるようになった児童生徒が10名でした。今年度の不登校児童生徒数は、12月末現在小学校6校に13名、中学校6校に14名計23名です。安芸高田市適応指導教室及び関係機関とも連携を図りながら、取組をすすめているところです。

	<p>次に、学校におけるいじめ防止等の取組について説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>安芸高田市いじめ防止基本方針を受け、市内19小中学校すべての学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に係る年間計画を明確にし、取組を進めているところです。組織的に取組の充実を図るため、いじめ防止及び早期発見・早期対応を組織的に行ういじめ防止委員会を校務運営組織に位置付けています。今年度11月末現在、児童生徒理解及びいじめの未然防止に向けた取組等について校内研修を1校当たり平均3.9回実施しています。</p> <p>資料の5ページをご覧ください。船佐小学校のいじめ防止等のための年間計画でございます。学校全体で組織的、計画的に取組を実施しているところです。いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識に立ち、いじめの防止及び早期発見に係る児童生徒への定期的なアンケート及び個人面談等の実施を行い、積極的な教育相談に取り組んでいます。合わせて、保護者への啓発や取組を実施しています。いじめ問題の保護者アンケートの実施及び結果の報告、いじめ発見のポイント、命や友情等をテーマとした道徳授業参観日の開催、携帯電話のモラル研修を実施しています。いじめには、大人に見えにくく、発見することが難しいという特徴があります。いじめの対応においては、認知件数を問題とするのではなく、日常的な実態把握により、早期発見、早期対応を学校全体で組織的に取り組むことが重要です。</p> <p>また、いじめはどの子にも起きうるものです。いじめがあったらということではなく、いじめは起きるものと考えていかなければなりません。平成25年7月に国立教育政策研究所からいじめ追跡調査が発表されました。この調査から小学4年生から中学3年生までの6年間に被害、加害、両方を含めると9割の児童生徒が経験者であることがわかっています。学校では、全ての教育活動において、望ましい集団づくりをすすめ、全ての児童生徒が積極的に授業等に参加して活躍することができ、知・徳・体の「基礎・基本」の充実を図ることを通して、いじめを生まない学校づくりをすすめています。</p> <p>以上で、学校におけるいじめ防止等の取組についての説明を終わります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。質問等ありましたらお願いします。続けて、基本方針についても説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは昨年6月13日策定の安芸高田市のいじめ防止基本方針について説明いたします。</p> <p>安芸高田市として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「安芸高田市いじめ防止基本方針」を定め、県・市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していきます。</p> <p>そもそも「いじめ」とは何かということについて、資料を基に説明をいたします。安芸高田市基本方針1ページのタテ2をご覧ください。「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。国の方針の4ページにさらに詳しい説明があります。後ほどご覧ください。この2に示しております「いじめ」の定義を踏まえ、タテ3では、いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうるものという認識をもち、「安芸高田市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方」において、いじめの未然防止や組織的な対応ができる取組の推進を示しております。タテ4の「安芸高田市におけるいじめ防止等に関する取組」においては、本いじめ問題対策委員会をはじめ、関係機関等の連携や組織づくり、教職員研修や市家庭教育支援員やスクールカウンセラーによる教育相談の取組を示</p>

	<p>しています。タテ5の「学校におけるいじめの防止等に関する取組」においては、学校いじめ防止基本方針の策定や児童生徒への指導等を示しています。例えば、(3)をご覧ください。人間関係を構築するためにスキル・トレーニング等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する取組の推進も示しているところです。タテ6では、「重大事態への取組」についての基本的な方向を示しております</p> <p>資料2ページをご覧ください。市の基本方針を受け、学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的に生徒指導及び教育相談体制およびいじめ事案への対応を行っています。例として、船佐小学校の「学校いじめ防止基本方針」及び取組の年間計画をお示ししています。いじめへの直接的な対応だけでなく、いじめを生まない学校づくり、児童生徒の絆づくりに向け、授業及び様々な学校生活での活動場面において未然防止につながる指導を行っているところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
委員長	<p>質問等がなければ、重大事態の調査についても続いてお願いします。</p>
事務局	<p>これより、重大事態の調査について説明いたします。配布資料の「重大事態対応フロー図」をご覧ください。まず、重大事態のとらえですが、「法律」6ページをご覧ください。法28条第1項に「重大事態」の規定がございます。第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、速やかに市教委へ発生を報告します。具体的には、①児童生徒が自殺を企画した場合 ②身体に重大な傷害を負った場合 ③金品等に重大な被害を被った場合 ④精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。</p> <p>第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行う必要があります。</p> <p>また、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。その際、学校の下に、重大事態の調査組織を設置して調査しますが、第三者の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保するように努めます。</p> <p>調査組織で、客観的な事実関係を調査します。そして、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供します。その後、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添え、市教委へ報告し、結果を踏まえた必要な措置をとります。このことについては、「国方針」19ページに書かれています。</p> <p>本いじめ問題対策委員会が調査の主体を取る場合についてですが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合、例えば、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合や学校と保護者との間がこじれ調査ができない状況の場合が想定されます。</p> <p>いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する必要があります。</p> <p>調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に（経過報告があることが望まし</p>

	<p>い) 被害児童生徒及び保護者に提供します。ただし、関係者の個人情報に十分配慮しますが、個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならないと考えています。その際、得られたアンケート等は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要になることもあります。調査結果は、被害児童生徒及び保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添え、市長等へ報告します。その後、指導主事の派遣やスクールカウンセラー、スクールサポーター等の追加配置等の措置をとることも検討していきます。第三者機関としての市長等が再調査を行う場合は、その機関の指示のもと、資料提出など調査に協力します。</p> <p>このように重大事態に対応していくことを考えています。</p>
委員長	27年度の計画も、続けてお願いします。
事務局	<p>27年度の計画です。日程1で既に説明しましたが、対策委員会における審議等の柱は、「重大事態の調査」、「安芸高田市いじめ防止基本方針の検証作業」、「安芸高田市の小中学校で生起したいじめ事案に対する学校・市教委の対処への助言等」の3つを考えており、会議は年3回を計画しています。全てのいじめ事案について助言をとということではなく、中でも特徴的といいますか、特に助言していただきたい事案について提示させていただくことを考えています。基本的に秘密会ということではありますが、具体的な学校名や児童生徒の名前は控えた方がいいのかなと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>連絡協議会は6月が定例会です。この対策委員会については7月と11月と2月の3回と考えております。27年度の計画については以上でございます。</p>
委員長	ありがとうございます。ご意見、ご質問、限られた時間ではありますがお願いします。
事務局	<p>今日のところは、協議とまではいきませんが、基本的なところを確認していただくという意味で疑問点なりご意見あれば、お伺いしたいと思います。</p> <p>重大事態に対する対策委員会の調査の仕方ですが、委員の皆様方が直接現場へ出向いて調査をすることは現実的には難しいと思います。条例の中に「関係者の出席」、「臨時委員委嘱」の規定がありますので、例えば関係の学校の教職員に臨時委員として委嘱して現場の調査報告をしてもらい、それに対して助言なり次の動き方を考えていく方法が望ましいのかなと考えています。その点についても、ご意見があればいただきたいと思います。</p>
委員長	この対策委員会に、学校の先生に臨時委員として来ていただいて、そこで事情を聴くという形を取るという事務局の判断ですけれど、その点についてご意見ないでしょうか。
事務局	<p>想定としては、校長・教頭・生徒指導担当者になろうかと思いますが、保護者との関係も考慮しての委員委嘱になろうかと思いますが。</p> <p>重大事態が起きないことがもちろん望ましいわけですが、いじめ問題の事例を説明し、ご意見をいただく中で、委員の皆様方にもより理解を深めていただきたいと思います。</p>
委員	事務局の提案は、学校に行って直接調査することはしないでおこうということですね。
事務局	基本的にはそうです。ただ状況によっては、現場に行って話を聞いてみようという展開もあるかもしれません。それはそれで結構だと思いますが、基本的な考え方としてお示ししました。
委員長	<p>他にご意見ないですか。学校の主体性を尊重しつつ、聴き取りという形で進めていくという基本的な方向で皆さんよろしいですか。その他ありませんか。</p> <p>方針も踏まえて対策委員会については7月と11月と2月の3回の定例ということですので。よろしいでしょうか。</p> <p>予定の終了時間が迫ってきました。全体を通して何か皆さんの方からこれだけはというのがあれ</p>

	<p>ばお願いします。</p> <p>日程第3のその他に入ってよろしいでしょうか。(異議なし)</p>
事務局	<p>今回は、年度中途からの始まりということで1回の会議で任期終了となり、大変申し訳なく思っております。来年度につきましては、同じように同じ部署の方でお願いをさせていただくことになると思います。人事異動等により変わるといふことになれば、連絡協議会でもお願いさせていただきましたが、本日お配りした資料ファイルをご活用いただき、引継ぎの資料としていただければと思います。</p> <p>来年度の7月に第1回の会議をと考えております。年度が替わりましたら改めて各機関・団体に委員委嘱のお願いをさせていただきます。以上でございます。</p> <p>委員長さん、ありがとうございました。以上で会議を終了します。稲田副委員長に閉会のご挨拶をお願いします。</p>
副委員長	<p>失礼いたします。今回、初めての安芸高田市いじめ問題対策委員会ということで、自分の立ち位置がよく解らない中で、これからどういう活動をするのかまだ不安な部分がありますが、いずれにしても子供たちがいじめを原因として尊い命を失くすことがないように、いじめに対処していくことが必要です。そのためにも早期発見、早期対応が大切で、ほおっておくほど傷が深くなって大変な事態になってくるように思います。</p> <p>対策委員会が立ち上がりましたので、よりよい形で進めていただいて、子供に対するいじめが根絶できるように皆さんとともに努力していきたいと思っております。</p> <p>今日のご苦勞様でした。ありがとうございました。</p>